

令和8年白浜町議会第1回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 令和8年2月19日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において9時59分開会した。

1. 開 議 令和8年2月19日 10時00分

1. 閉 議 令和8年2月19日 13時50分

1. 散 会 令和8年2月19日 13時50分

1. 議員定数 12名 欠員2名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 10名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	廣 畑 敏 雄	2番	松 田 剛 治
3番	小 森 一 典	4番	溝 口 耕太郎
5番	堅 田 府 利	6番	正 木 秀 男
7番	辻 成 紀	8番	西 尾 智 朗
9番	水 上 久美子	10番	
11番	長 野 莊 一	12番	

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長	中 尾 隆 邦	事務局 係長	辻 田 千也紀
事務局 主任	鈴 木 保 典		

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	大 江 康 弘	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	西 田 拓 大		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	東 剛 史
総務課長	玉 置 康 仁	税務課長	森 本 真 司

民生課長	小川 敦司	住民保健課長	柴田 浩司
生活環境課長	榎本 崇広	観光課長	新田 将史
建設課長	清水 寿重	上下水道課長	山口 和哉
地域防災課長	木村 晋	消防長	楠川 雄平
教育委員会			
教育次長	廣畑 康雄	総務課副課長	小川 将克

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和8年第1回定例会2日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 中尾君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配付しています。

本日は一般質問を予定しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。ご了承のほどよろしく申し上げます。

次に、去る2月10日に設置しました予算審査特別委員会の委員長に6番 正木君、副委員長に7番 辻君と決定しましたので、ご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可してまいります。

通告順1番、9番 水上君の一般質問を許可してまいります。

水上君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は、70分でございます。

質問事項は、1つとして、東京事務所について、2つとして、白良浜ビーチカフェ事業について、3つとして、手話言語条例施行から白浜町の取り組みについてであります。

初めに、東京事務所についての質問を許可します。

9番 水上君（登壇）

○9 番

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回3項目について質問させていただきますが、まず最初に、白浜町東京事務所についてお伺いしたいと思います。

白浜町が2024年に開設した神谷町トラストタワー内の東京事務所の設置について、町の将来を見据えた拠点としてこの成果に期待をしているところですが、町は白浜町の活性化を目的として東京事務所を設置されたと説明されていまして、そこで伺います。

東京事務所設置の具体的な政策目的と、その目的に対して数値目標は設定されていますか、伺います。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。ただいま水上議員から、東京事務所のことに関して質問がありました。かねがねこの東京事務所の設置に関して、また、あるいは経過に関しましては、議会の皆様には、るるその都度ご報告をしてきたところであります。

ただいまの議員の質問を私自身どう受け止めればいいのか、否定的に受け止めをさせていただくのか、それとも肯定的に、よく頑張っているもっとしっかりやれよと言っておられるのかというのは、ちょっと私は判断できないんです。2年前に私が町長にならせていただいて、まさにこれが私の一丁目一番地、当時も申し上げましたけれども、恐らく町民の皆さんが、私自身が町長になることが1つの驚きでもあるし、またどのような政策を進めていくのかということの、ある種、期待感はあまりないんでしょうけれども、どのような形でやっていくのかという、そういう思いはあったと思います。その中で、当時も申し上げましたけれども、私も今年で72歳であります。25歳でこの白浜町で県会議員として政治家としてスタートをさせていただきました。文字どおり、政治家として私を産んでいただいたふるさとでもあり、育てていただいた私の大切なふるさとでもあります。その間、今日まで約48年、政治一筋に歩いてきたわけでありまして、私にとりまして、やらなくてもいいこともやってきました、余計なこともやってきた政治家人生であったと思います。しかし、この年になって人として人生を振り返ってみたときに、やはり無駄なものは何もない、全てが肥やしであり宝であるということ、この年になってやっと古希を迎え2年たってそういうことを感じさせていただいております。

それでは、自分として政治家として何ができるのか。やっぱり人脈しかない、つながりしかない。水上議員もそうですけれども、今日までの中で、やはり自分の大事な友人もあれば、水上議員に言われれば仕方がないなと相手が思ってくれる人間関係もつくられていると思

ます。私にとりましては、まさに東京事務所というのは各省庁、あるいは国会議員時代に仲間であった皆さん、もうほとんどが大臣経験者であります。その中で、民間企業もそうですし、今、2年前から特に国際交流として始めさせていただいた台湾の皆さんとも、今日まで48年間お付き合いをさせていただきました。ですから、そういうことを全部包括した中で、自分がそういう皆さんの力を借りて何ができるのかということをお問自答したときに、この白浜町にとって、国の力も借りなければいけない、いろんな皆さんの力も借りなければいけない。それを有事があるたびに、一々飛行機に乗って東京に行って、そしてまた帰ってきて、またあるたびに、私はそれは時間の無駄でもあるし、同時に経費の無駄でもある。そしてまた、何よりも若い職員の皆さんに、今後この白浜町を担ってもらえる今役場の中で頑張っている職員の皆さんに、新しいつながりをつくってもらいたい、新しい景色を見てほしい。私はそういう思いもあって今、2人の職員が、2年前の12月の6日の開所以来今日まで頑張ってくれております。来週鎌谷所長が東京から20人を連れて、ワーケーションを広げていくというところで、2泊3日で東京から現場視察に来てくれます。

ですから、そういうことをだけではありません。鎌谷所長から聞いたんですけれども、教育長もご存じですが、去年は白浜中学校、日置川中学校の生徒の皆さんが、我々の東京事務所を見ていただいて、いみじくも生徒の1人が「こんなところにうちの白浜の事務所があるんだな。大変うれしい。今日は勉強になりました」と言われたんです。WeWorkの中に入っているそれぞれの企業の皆さんに来ていただいて、それぞれの生徒の皆さんと、約1時間半近くですか、いろんなことを会話されたということで生徒が大変喜んだんです。だからこれは僕は教育長にお願いしたんですけれども、今年度ももし修学旅行で向こうへ行くことがあったら必ず寄ってほしい、必ず事務所に寄っていただいて生徒の皆さんに何かを感じてほしいということをおは教育長にも私はお願いをさせていただきました。

ですから、まだ2年前の12月の6日からいきますと1年半たっておりませんから、成果はどうかとか、あるいは目標はどうかと言われたら、なかなかそれははっきりとこの場所で、この議場でお答えをすることはできない。ただ、着実に一步一步、一つ一ついろいろと成果を出しているということは、議員も何人かの議員の皆さんで行っていただきました。ですから、あの現場に行って、東京という、まさに日本の中心地の中で、白浜町がああ場所で職員2人、そしてアドバイザーを担っていただいた有岡さんも含めて3人で頑張っているということは、私は、我が町にとっては大きな成果の一つ一つつながっていていると思います。

どうかそういう目であの東京事務所を見ていただけたら大変うれしいなというふうに思います。細かい詳細のことにつきましては、総務課長のほうから答弁をいたしますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 長

番外 総務課長 玉置君

○番外 (総務課長)

それでは、私のほうから、水上議員より東京事務所の政策目的等についてのご質問についてお答えします。

まず、東京事務所の目的等につきましては、去る令和6年8月28日、そして、令和7年9月2日というところの全協でもご説明させていただいているように、省庁連携、そして観光誘客、企業誘致、この3点を主業務といたしまして、情報発信や情報収集などの付帯業務

があることは、水上議員もご承知であるというふうに存じております。

ご質問の数値目標についてですけれども、東京事務所につきましては、先ほど町長のほうからもありましたけれども、組織における部署の1つでありますので、数値目標を設定するというものではないというふうに考えてございます。

○議 長

9番 水上君

○9 番

町長からも総務課長からも答弁いただきました。数値目標というのは例えば売上げとか営業収益だけではなく、東京事務所が予定している移住イベントやワーケーション、白浜のメディア露出など数字で表現できない場合の活動量も含むものだと考えます。

次に、何年でどの程度の成果を見込んでいるのか、お尋ねしたいと思います。

○議 長

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま水上議員より、何年でどの程度成果を見込んでおられるかということですが、まず、成果を見込む時期ですとか程度につきましては、やはり相手方のある企業誘致ですとか社会情勢に左右される観光誘客を対象としている性質上、現段階で具体的な年数とか規模を明言することは非常にちょっと困難であるというふうに考えてございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

9番 水上君

○9 番

先ほどの答弁と同じく、具体的な答弁をいただけないので、東京事務所の活動を評価するために、どのような指標でどの成果見込みを持っているのか伺いたかったです。

次に、県の東京事務所への職員の配置で、過去にも県内自治体の連携や東京でのイベント施策、自治体訪問などでも多くの情報を得た経緯があるので、単独事務所の設置には賃料や人件費など多額の費用が見込まれ、県の東京事務所ではどうなのかと以前に尋ねたときには、関係省庁との連携、国の施策や補助金に関する情報をいち早くキャッチし、町政に生かせるという説明を受けました。2名の職員と1名のアドバイザーを配置し、職員については、慣れない土地での業務には苦勞も多いかと察しますが、町としての現状から見た課題、今後についての考え方と、この東京事務所から町の戦略として誘客につなげるとの説明を受けていたが、重ねて成果報告を伺いたいと思います。

○議 長

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

現状の課題及び成果につきましては、多くのイベントや企業訪問を通じて情報発信を行ってきておりますけれども、やはりまだ1年2か月というところで、企業誘致の成果等々に関してはまだまだこれからであるというふうに考えてございます。ただ、このような取組は、日々の積み重ね、また向こうで頑張ってくれている職員たちが努力していただいておりますので、常に情報発信を続けていかなければならないというふうに考えてございますので、お

願います。

○議 長
9番 水上君

○9 番
それでは、次に、二地域居住の促進、2つ目の住所地を実現するための提案です。

二地域居住の促進について、事務所開設後に移住や二地域居住を目的とした相談件数と、実際に拠点を持った実数は何件でしょうか。

○議 長
番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

二域居住や移住政策につきましては、現在和歌山県と連携しまして、合同移住者説明会を実施して取組を推進してございます。移住に関する相談は、イベントを通じて延べ28人から受けておりますが、いずれも移住が成立したものはございません。

○議 長
9番 水上君

○9 番
首都圏在住者に対し、白浜での住まい探しや地域とのマッチングを直接サポートし、ハードルの解消、住む場所、働く場所、コミュニティーの3セットを提案し、週末だけ白浜で暮らすような層を掘り起こしてはいかがでしょうか。

○議 長
番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま水上議員より、移住者に対する支援並びに新たな層の掘り起こしについてのご提案をいただきました。

二地域居住や移住定住政策を推進するには、非常に必要な提案だというふうに考えております。移住定住施策は全国的にも取組が進んでおりますので、そこから白浜町を選んでいただくというような仕組み、また環境づくりが必要であるというふうに考えております。

○議 長
9番 水上君

○9 番
ワーケーション、企業誘致の加速、白浜町が全国に先駆けて取り組んできた強みをさらに伸ばす戦略で、IT企業の誘致について首都圏のITベンチャーや大手企業に対し、サテライトオフィス開設を働きかけ、そういう実数と成果はいかがなんでしょう。

○議 長
番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

IT企業誘致につきましては、視察ツアーの実施などを企画しておりますが、全国的にサテライトオフィスが整備されている昨今、企業にとって選択肢が増え、なかなか新たな進出をいただけていないというのが実情でございます。また、働きかけた企業につきましては、イベント、訪問等を多く実施してございます。働きかけの程度の定義が難しいところですが

れども、40社程度には白浜オフィスの取組や概要について説明し、PR活動を行ってきてございます。

○議 長

9番 水上君

○9 番

個人の観光だけでなく、法人向け営業企業の研修や開発合宿を誘致し、先ほど町長からのお話の中では、実際もうワーケーションでいらっしゃるという話も伺いました。実際頑張っているなという印象を受けております。平日の稼働率向上と経済活性化を狙い、また、ふるさと納税と特産品の販路を拡大し、町にお金が入る仕組みの強化、寄附金の寄附額の増大、首都圏のイベントや企業訪問を通じて、白浜町のファンを増やし、ふるさと納税の寄附を促す。特産品のPR、梅であるとか南紀白浜の海産物を、都心のメディアや流通業者に直接売り込み、また、情報収集と官民ネットワークの構築、霞が関、永田町との連携、国の補助金制度や新しい施策の情報、例としては、先ほど申しましたけれども、二地域居住の法改正などをいち早くキャッチし、広域連携、和歌山県東京事務所やほかの自治体、民間企業とのネットワークを構築し、共同プロジェクトを立ち上げてはどうかと思いますが、既に取り組みされていることも含めて町の考え方を尋ねます。

○議 長

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

多くのご提案がございます。まず、企業研修や開発合宿の誘致につきまして、企業誘致と同じくニーズを把握し、地域と一体となって訴求する魅力づくりが必要というふうに考えてございます。

次に、ふるさと納税や特産品の販路拡大、PR等強化につきましては、定期的にイベントを通じ、実施してきてございます。東京事務所のほうでもふるさと納税PRイベント等も開催させていただいているところでございます。また国の施策につきましては、日々の情報収集に努めているところでございまして、シニアアドバイザーからも定期的な情報を提供していただいているところであります。

広域連携につきましては、事業やイベントごとにそれぞれ県や自治体、また、民間企業と連携し、取組を進めてございます。

○議 長

9番 水上君

○9 番

住民への報告、公開体制について、東京事務所は町民から、何をやっているのか分からないという声が出ています。事務所の活動内容やアドバイザーの活動報告はいかがでしょうか。

○議 長

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいまご質問いただいたんですけれども、東京事務所の活動報告につきましては、昨年発行いたしました広報10月号において、東京事務所の特集を組みまして活動報告を周知してきました。また、10月以降の広報においても、毎月の活動報告を掲載しているところで

ございます。また、シニアアドバイザーにつきましては、月2回程度、業務へのアドバイスや官公庁訪問時の随行等を行っていただいております。

いずれにいたしましても、今後も東京事務所における活動報告は、広報等を通じて皆様に周知していきますし、また、全員協議会等で説明させていただいたようなことを、議員からも住民の皆さんに情報提供していただければ幸いであるというふうに考えてございます。

○議 長

9番 水上君

○9 番

公金を使っている以上、コスト意識についても伺います。投資には必ず回収の見込みが必要です。人脈が広がった、名刺を配ったというのは成果とは一概に言えない。成果指標の進捗を公表すべきではないか。明確な支出報告を出せますか。

○議 長

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

成果指標の進捗ですとか支出報告の公表につきましては、もう議員もご承知だと思うんですけども、去る令和7年の9月2日に開催いただきました議会全員協議会において、既に活動報告ですとか支出状況というのを、開設時の令和6年12月から令和7年の8月までの分は公表させていただいているとおりでございます。

○議 長

9番 水上君

○9 番

議会全員協議会への報告は確認しました。私に分かる範囲では住民の方にも説明申し上げておりますが、住民への報告も、このような報告があれば活動報告、支出報告などを公表すれば、住民との共通認識が持てると思います。

次に、東京事務所の高いコストである立地の妥当性、神谷町は賃料も高い。県の東京事務所やより安価なシェアオフィスではなく、あえて神谷町WeWorkでなければ達成できなかった成果と、一等地にいることのステータス以外に町民が納得できる、この場所だからこそ得られるものは何でしょうか。

○議 長

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

東京事務所の立地の妥当性につきましては、やはり国の機関との連携、調整が必要になることから、国やほか自治体の関係機関から近い立地のオフィスを選択したところでございますし、先ほど町長のほうからもありましたように、やはり、こちらから行かせていただいた中学生とかのお子さんに関しても、非常によい事務所だと言っていただくようなところでございます。また、コスト面についてですけれども、賃料の中には初期コストですとか光熱水費、そして経常経費、そして会議室や共有スペースの使用料も含まれておりますので、通常のオフィスを開設するよりも、我々は経費を抑えられているものというふうに認識してございます。また、令和6年12月の開所式を皮切りに、WeWorkを会場としたイベントを8回開催しておりますけれども、契約者が実施するイベントは会場費用がかかりません。そ

してイベントの集客や案内などにも、そのスタッフの方々にご支援していただいております。WeWorkが主催するイベントで様々な企業と接点を持てるなど、ネットワーキングにはこれ以上ない環境だというふうに思っております。一等地のステータスという主観的なものではなくて、具体的なメリットを享受しているというふうに思っております。

○議 長

9番 水上君

○9 番

全協の報告では、オフィスの借り上げ料は月38万5,000円と聞きました。この質問をするに当たって、先日、この借り上げ料が値下げされ32万5,000円であるという報告も受けました。

それでは、次に、県も東京事務所を運営しており、市町村支援を掲げております。県の事務所でできることと白浜町事務所でやっていることの明確な違いは何でしょう。

○議 長

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

和歌山県東京事務所は、やはり県ですので、県下全域の市町村を対象にした支援業務が中心でございます。我々の白浜町だけの情報発信ですとか、国との協議ができるというわけではございませんので、やはり白浜町が主体的に情報発信や事業を進めるためには、町独自の事務所機能が必要であるというふうに考えてございます。

○議 長

9番 水上君

○9 番

県の事務所を活用すれば、必要のない予算、継続すればですが、数千万円単位の可能性を、町内の住民サービス、例えば町内の若手起業家支援や空き家対策など、また、子育て支援やインフラ整備に回すという選択肢は検討しなかったのでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま水上議員より、東京事務所に係る費用に関しましてですけれども、令和6年度の決算、また令和7年度の予算においても、ご説明させていただきまして、議員の方々から認定決議を、議決をいただいております。議会におきましても全会一致というところで、議決をいただいた予算について、今のご質問の中にあるように、必要のない予算というお言葉が言われるというのには、私どもも理解に苦しむわけですが、県の東京事務所ではできないことを町独自で行っておりますので、必要な予算であるというふうに私どもは考えてございます。

また、ほかの事業については、必要であればやはり予算化し、実施するもので、そこと比較するものではないというふうに考えてございますので、ご理解をお願いします。

○議 長

9番 水上君

○9 番

東京事務所の令和6年度決算報告、そして、令和7年度予算審議の報告を受けております。私はその時点で反対ならば全会一致議決とはならなかったと思いますよ。既に1年以上の経過があります。議決後の1年、住民の方の評価、意見を質問しています。ほかの事業への振替案も住民の方からいただいたご意見です。これらを私は重く受け止めています。また、今答弁にありましたが、理解に苦しむというような、個人的な見解の中での答弁というのは、私には感情な答弁であるなど、心外だというふうに受け止めました。

次に、最後に成果報告もまだ受けてはおりませんが、年間設置コストはどのぐらいかかるのか、ここでお尋ねします。

○議 長
番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

先ほどもあったんですけども、年間設置コストにつきましては、今、令和7年9月2日に開催いただきました議会全員協議会においてお示しした部分の費用でございますので、ご確認いただければと思うんですけども、よろしくお願ひします。

○議 長
9番 水上君

○9 番

全協での報告は確認していますが、住民の方にも分かる形で答弁していただけたらと思い、今回一般質問しています。令和6年12月から令和7年8月までで報告されている支出合計は約1,100万円で、年間約1,500万円から2,000万円のコストがかかる聞いていました。

次に、このコストからして、東京事務所は必要でしょうか、お尋ねします。

○議 長
番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

コストからして東京事務所は必要ですかというご質問ですけども、冒頭も町長からご説明させていただいたように、この施策を確実に推進し実行していくためにも、やはり国や県、首都圏の企業などの協力、理解をしっかりと仰ぎ、連携を密にしていくために、我々白浜町の東京事務所は必要であるというふうに考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長
9番 水上君

○9 番

シェアオフィスなどとして経費削減は考えられないかということも質問をしたかっと思ひますが、次に、県の東京事務所へ職員派遣をする、また研修、出張、派遣では業務が賄えないものか、お尋ねします。

○議 長
番外 町長 大江君

○番 外（町 長）

基本的なことなので申し上げますけれども、先ほどから、県の東京事務所を借りれば安くつくとか、経費が削減されるとか、あるいは東京事務所にかかる経費をほかに回せと、かつ

て私が国会議員のときに、ある政党が、戦争もないんだったら軍事費を、戦車にかかる軍事費をもっと社会保障に回せなどという議論を何度も聞きましたけれども、私はそういうような比較対象ではないと思います。何度も申し上げているとおり、議員は町民に説明せよということですが、議員が納得をされた中での聞かれたことであるのだったら、当然議員の職務として、それは議員が説明をする責任があるんじゃないですか。我々が2万人近い町民に、ここに全員2万人町民に集まっていただいて、毎議会ごとにこんなことはできませんよ。だからそれを間に入ってやっていただくのが、それぞれの議員の皆さんの私はお役目だと思います。だから今言われている質問も、議員のところに疑問があって言われて議員が代表して聞かれているんですから、それを聞かれた方に議員がしっかりとお答えをするというのが、私は議員の立場であると思います。

それから、先ほどちょっと私が今玉置総務課長の答弁の中で、議員が理解に苦しむと言ったことは個人的な見解だということと言われました。私はそれはちょっと違うと思います。私も理解に苦しみます。問題があるのであったら何で全協でも聞いていただけないのか、あるいは令和6年度の決算委員会の中でも、幾らでも私は聞く機会があると思うんですよね。だから何で、その場所を利用して言っていただけないか。すみません、もう終わります。

ですから、私は先ほどから言われておるように、東京事務所というようなところは、県の東京事務所を借りて、我々はそういう片手間なことをする中で大事な我々の税金は使えないということです。

○議 長

9番 水上君

○9 番

ちょっと町長の見解と私とでまた違うので、先ほど理解に苦しむという発言の中のことに触れましたけれども、例えばそういう理解に苦しむ。私は令和6年、令和7年の報告の中で、反対したわけじゃないんですよ。その時点で説明を聞いて、これが町の活性化に、将来を見据えて拠点となるんだなということを思って賛成もさせていただいたわけですが、やはり住民の方からはいろんな意見がございます。もちろんそのたびに、分かった範囲で説明はしますよ。それを住民向けに、例えば広報を使うとか、この事務所もそれから人員派遣も町は継続したいと伺っておりますから、最初に申し上げましたが、町の将来を見据えた拠点として成果に期待をしております。これは町民の方々も同じ思いだと思うんですが、何度も申し上げましたが、成果報告、指標や支出報告を住民の方にも分かるように可視化して報告していただけたらと提言して、この質問を終わります。

○議 長

水上議員、最後の質問に対する当局の答弁を、町長も発言しましたが、総務課長からの細目の答弁はよろしいんですか。

(「お願いします」の声あり)

番 外 総務課長 玉置君

○番 外 (総務課長)

16番にありました県の東京事務所へ職員を派遣する研修、出張、派遣では業務を賄えないものかというご質問でございます。県の東京事務所は市町村の支援業務が中心となります。町が主体的に進める事業等につきましては、やはりその町がしっかり取組を進めるというこ

とが必要であるというふうに考えてございます。また、議会におきましても、全員協議会で、出張、派遣では業務遂行が困難であるというふうにご説明もさせていただいたところですが、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○議 長

9番 水上君

○9 番

先ほど最後の質問をさせていただきましたし、まとめもさせていただきました。とにかく可視化して住民の方にも、こういう経過報告をしていただけたらということを提言してこの質問は終わります。

○議 長

以上で、東京事務所についての質問を終わります。

次に、白良浜ビーチカフェ事業についての質問を許可します。

9番 水上君

○9 番

それでは、白良浜ビーチカフェについて質問させていただきます。

町長は白良浜に酒類を提供するバーを設置した本事業について、白良浜の活性化を目的と説明されています。

そこで、まず確認します。この事業の具体的な政策目的は、白良浜利便増進施設整備実証実験だと説明を受けました。その目的は数値目標が設定されている場合、成果指標は何なのか、お尋ねします。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

今、ご質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

今回の白良浜利便増進施設整備実証実験事業については、毎年減少傾向にある海水浴客、一方で、早朝、夕方等の海水浴場開設時間外における白良浜散策客へのサービス提供、海水浴を目的としないインバウンド客等が増加するなど、観光の構造やニーズが大きな転換点を迎えている中で、町の象徴であり、最も認知度の高い観光資源である白良浜をより魅力あるものとして磨き上げ、情報発信していく必要があるとの考えから、平成29年度に作成した白良浜周辺等海洋計画、また、同計画に基づく実証実験結果等も踏まえ、従来の海水浴場としてのイメージから脱却し、ブランドイメージを刷新するための観光戦略として、新たな過ごし方や新たなビーチスタイルを提案するリブランディングに取り組み、これを実現するための拠点整備について、その実現性や効果等を検証する実証実験事業として実施するものがありますので、数値目標等を設定してございません。

○議 長

9番 水上君

○9 番

本事業には、公費の約3,000万円が補助金として町から投入されています。昨年8月1日オープンから1か月後の9月一般質問で、夏の繁忙期の収支はどうであったのか、私

きましては、当初より本格的な調理設備の設置予定はなく、周辺の飲食店などと協力してメニューを提供し、地元食材等のアンテナショップ的な役割を担っていきたいとの方針でもあると聞いているところでございます。一般社団法人南紀白浜観光協会においても会員に納入希望者を募ったりしており、現在も、希望者等があれば南紀白浜観光協会の事務局であるとか、直接店舗のほうにご連絡をいただければ適宜対応しており、最近も近隣ホテルとの連携商品を発売したり、開発に取り組んでいると聞いてございます。

○議 長

9番 水上君

○9 番

ここで営業半年の収支、運営実態を伺いたいと思います。本施設の年間来客数、売上げ、稼働率の見込み計画は、町に提出され、公金を投入したのであれば、実施協定書や業務委託仕様書が交わされているかと思えます。公金を出す根拠も明確に記されていると思えます。開示できるのか伺いたいと思います。いかがでしょう。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

最初のほうにも答弁させていただいたように、この事業につきましては、白良浜のリブランディングに取り組み、これを実現するための拠点整備について、その実現性や効果等を検証する実証実験事業として実施するものであり、数値目標等を設定したものではありません。また、事業実施に伴い、一般社団法人南紀白浜観光協会との間で協定書を締結してございます。

○議 長

9番 水上君

○9 番

それでは、その協定書についても開示していただけるのかということですが、開示についての答弁がないのですが、収支についても具体的な説明がありませんでした。町が関与する事業である以上、将来的な財政リスクの確認は重要かと思えます。

次に、施設では、白砂や海を眺めながら過ごせるすてきな空間ですが、冬場の利用が少ないとの声と心配があります。通年営業を前提にした事業計画は、冬の白良浜の風や砂嵐を知らない人の考えることだと思いました。本事業の効果検証は、いつ、どのような基準で行い、目標未達の場合、事業の見直しや契約の再検討が行われるのか、お尋ねします。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

本事業の検証結果等という形でお答えをさせていただきます。

白良浜の通年利活用につきましては、これまでの議会の場や地域においても議論されてきた大きな課題であり、現在観光の構造やニーズが大きな転換点を迎えている中で、長年課題とされてきた白良浜のリブランディングに取り組み、これを実現するための拠点整備について、その実現性や効果等を検証する実証実験事業として、令和10年3月末までの期間で、収益性、季節等による集客ターゲットの分析、消費動向などについてデータ収集し、実証実

験後の事業の実現性や運営方法等を判断するデータとして活用することとしてございます。

○議 長

すみません、水上議員、1点だけ訂正をしていただきたい分があります。

先ほど白良浜の店舗のある場所は国立公園というような発言があったと思いますが、国立公園ではございませんので、その部分の訂正をよろしくお願いします。

9番 水上君

○9 番

分かりました。では、国立公園を削除していただきたいと思います。

それでは、事業の検証はデータを活用することです。また、目標未達の場合、事業の見直しや契約の再検討はあるのか聞きたいのですが、このことについては、答弁はいただけておりません。

次に、赤字となった場合、町の追加負担が発生することはないでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

追加負担が発生することはありません。

○議 長

9番 水上君

○9 番

本施設の来客数、売上げ、稼働率の報告は、町には提出されていると思います。半年、1年という単位で報告されると思うんですが、現在年度途中ではありますが、町は現状を把握できているのか、また、年年度末決算が出たら議会及び町民へ公開できますか、お尋ねします。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

先ほどから答弁させていただいておりますように、この実証事業につきましては、テナント収入等の収益を目的としている事業ではなく、白良浜のリブランディングに取り組み、これを実現するための拠点整備について、その実現性や効果等を検証する実証実験事業として、令和10年3月末までの期間で、収益性、季節等による集客ターゲットの分析、消費動向などのデータ収集を行っており、まだ現時点で半年しか経過していないため、報告できるデータ等はありませんが、1年経過後であるとか、ある一定の期間が経過したときには、ご報告をさせていただけると考えてございます。

○議 長

9番 水上君

○9 番

情報公開について、本件は町民の税金が使われている事業であり、町民の関心も高いことから、本日の答弁内容について、私も町民への説明責任を果たすため、議会報告だったり、SNSなどで公開、共有する予定です。正確性確保のため、後日資料提供にもご協力をお願いいたしたいと思います。

以上で、このビーチカフェについての質問を終わります。

○議 長

以上で、白良浜ビーチカフェ事業についての質問が終わりました。

次に、白浜町手話言語条例施行から白浜町の取り組みについての質問を許可します。

9番 水上君

○9 番

白浜町手話言語条例施行から、白浜町の取り組みについて伺いたいと思います。

この条例の提案理由は手話に対する理解及び手話の普及を促進し、町民が共生することができる地域社会を実現するためとあります。また、町は次の施策を総合的かつ計画的に実施するものと説明されましたが、まず、1番、手話に対する理解及び手話の普及に関すること、2番、手話による意思疎通や情報取得に関すること、3番、手話通訳者の派遣等手話による意思疎通支援に関すること、4番、手話奉仕員の養成に関すること、5番、その他町長が必要と認める事項であるが、もう既に4年は経過しております。実施された事項の進捗を伺いたいと思います。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

白浜町手話言語条例制定後の具体的な取組につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、令和3年度より聴覚障害者の生活などに理解を深め、日常生活に必要な手話表現技術を習得するための手話奉仕員養成講座を、入門、それから基礎編に分けて、隔年で実施しております。現在まで18名の方に受講いただいております。そのうち初めの方は基礎講座まで終えていただいております。また、全23回の講義の中には、手話についての歴史や聴覚障害者の方の暮らしにつきまして学ぶ講義もありまして、手話を必要とする方たちへの理解が一層深まったのではないかと考えております。

次年度以降も手話奉仕員養成講座につきましては、実施していくことと考えております。

町職員につきましても、職員研修の一環として、令和5年度に県が主催する障害のある人を正しく理解するためのあいさポーター研修を実施しまして、講義の1つとして手話通訳者による手話講座を受講しております。

また、令和6年度からは、9月23日の手話言語の国際デーに合わせ、役場庁舎をブルーの光でライトアップして、ろう者の人権が完全に保障されるよう、国際社会全体で意識を高める日としての記念イベントに町も参加しております。今年度はライトアップ期間を5日間設け、その間、白浜町、身体障害者連盟が制作した啓発用横断幕も庁舎のほうに設置をしました。また、町広報紙やホームページに掲載もさせていただきまして、周知のほうを図ったところでございます。

以上です。

○議 長

9番 水上君

○9 番

これら施策と町が別に定める障害福祉に関する計画と整合性を図られているのか、説明を

求めたいと思いますが、耳が聞こえない、聞こえにくい人は、音による情報に気がつかないことがあります。自動車のクラクションなどが聞こえず、路上で危険な目に遭うことがあったり、災害時の情報判断が遅れることがあるそうです。手話ができなくても、口の動きや残った聴力で話ができることもあり、困ったときに私たちがサポートすることもあります。防災無線もやはり聞きづらいとか聞き取りにくいというようなこともあるかと思います。

白浜町では聞こえにくいを支援する対話支援機器「コミュニケーション」を民生窓口に導入してくれていますし、手話養成講座や出前講座なども、今後対象を広げて行うと聞いております。

手話言語条例施行で実施された事項の進捗と意思疎通支援の今後について伺いたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

町が定める障がい福祉に関する計画等の整合性につきまして、ご答弁申し上げます。

令和3年3月に策定しました「第4期白浜町障害者計画」においては、障がいのある方への理解促進や合理的配慮の推進、それから手話通訳者派遣などを含む、意思疎通支援事業を利用しての情報提供やコミュニケーション支援などをうたっておりまして、令和6年3月策定の「第7期障害福祉計画」では、「意思疎通支援事業」と、それから「手話奉仕員養成事業」の継続実施を具体的に掲載しております。

手話奉仕員養成事業につきましては、上富田町、それからみなべ町と合同実施としておりまして、修了書交付の際に、聴覚障害者や手話への理解を地域や各職場で広めていただきたいと受講いただいた皆様をお願いをしているところでございます。

また、令和5年3月に策定しました福祉分野の最上位計画である「第4期白浜町地域福祉計画」においては、「みんなで支え合い笑顔あふれるまちづくり」を基本理念に、障がいのある人が地域で様々な活動に参加できるよう支援し、ともに活動し、交流できる機会を日常的に確保するということとしておりまして、これにつきましては、手話言語条例に基づく取組が含まれているものとはいえ、各種計画との整合性は十分図られていると考えているところでございます。

○議 長

9番 水上君

○9 番

それでは、次に、意思疎通支援事業について、小中学校への出前講座も提案していただいておりますし、普及・啓発についてどのようにお考えか、ともに生きる地域づくりをさらに推進していただきたいと要望し、最後に、町長、教育長のお考え、また、担当課からももしあれば、ご意見を伺いたいと思います。

○議 長

番外 町長 大江君

○番 外（町長）

今日も関係者の方が傍聴席にお越しであります。皆さん、ありがとうございます。

実は、最近、手話通話を必要とされる皆さんのために、今、介助犬が新たに、全盲の方だけではなくて手話通話の皆さん方が日常生活の中で介助犬というものを、今必要とされて、

それぞれ介助犬が頑張ってくれております。実は、そういう介助犬を連れておられる手話通話の必要な方々に対して、町なかでいろんな店に入っていただくように、実はステッカーを作りました。新しいステッカーを作りました。今観光課のほうで課長が中心になって、商工会にそういう店を1つでも増やしていけるようにということで、課長を中心に商工会とやっていただいております。

今から9年前に、国連総会において、手話言語は音声言語と対等な言語であるということが決議をされまして、同時に、町でも条例制度とともに様々な取組を進めてきたことは、今、民生課長が答弁をさせていただいたところでもあります。今後も、大変大切なコミュニケーション手段として認知が深まっていくように、我々町としてもしっかり取り組んでいきたいと思ひますし、町民の皆さんのご理解を求めていきたいと、こんなふうに思ひ、普及・啓発にしっかり今後とも取り組んでいきたいと思ひます。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

ただいま町長からも介助犬のお話がありましたけれども、令和6年に障害者差別解消法が改正されていまして、事業所の方に、店舗を含めて合理的配慮が義務化されておりますので、そういったところで民生課のほうも、今日は傍聴に来ていただいている協会の方ともお話もさせていただきながら、どういったことが必要なのかといったところも含めて、理解促進につながるような施策を進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議 長

番外 教育長 西田君

○番 外（教育長）

皆さんおはようございます。水上議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問の小中学校への手話に関する出前講座につきましては、令和6年度に安宅小学校が、実際に聴覚障害の方を学校にお招きして、手話通訳士を通じて、言語に関する学習を行ったところでは、先日も田辺聴覚障害者協会の会長さんとお会いさせていただき、手話に関する出前講座のお話をお聞きし、先の校長会で各校に周知したところでは、

そちらで実際に当事者としてのお話を伺うことができました。学生の頃には、先生が何を言っているのかなかなか分からなかったり、それで苦しいだけじゃなくて、かえって叱責されるようなことがあったり、実は手話を使うことを止められるという、そういう時代もあつたとお聞きしております。それから、手話通訳者の方からは、なかなか思ひを届けることが難しいと。でもそれをすることがその仕事の使命というか、そのために頑張っているというお話も伺っております。

こういったお話を聞く機会というのは、学校の中でもとても大事だと思ひますし、普及・啓発の大切さを改めて感じることができました。

来月3月初めには、今度は富田小学校で手話に関する出前講座を行う予定となっております。今日も傍聴に来ていただいておりますが、そういったことを今後も進めていければいいと思ひております。

各校においても適切に障害や障害者への理解促進が図れるように、講座や交流、体験活動など、それらの出前事業や交流体験活動など、福祉教育に取り組むことで、障害の有無にか

かわらず、ともに学び、ともに生きる共生社会の実現を目指していきたいと考えております。
以上です。

○議 長
9番 水上君

○9 番
ありがとうございます。

白浜町では、誰もが安心して暮らせるユニバーサル社会づくりの推進を目指しています。
今、教育長からの報告にもありました。早速、富田小学校で出前講座を受けていただけると
いうことで、町内の全小中学校でこのような取組に進んでいただければと思います。

手話言語というのは、条例からもう4年たちますが、手話は言語であり、聞こえる人も聞
こえない人も、障害のある・なしに関係なく、お互いを思いやり、支え合える共生社会づく
りを目指して、一緒に取り組んでいければと願っております。ありがとうございました。

ではこれで、私のこの手話言語条例についての質問も終わります。

○議 長
以上で、手話言語条例施行から白浜町の取組についての質問が終わりました。
これをもって、水上君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

(休憩 11時08分 再開 13時00分)

○議 長
再開します。
西尾議会運営委員長より報告を願います。

8番 議会運営委員長 西尾君(登壇)

○8 番
休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。
本日で一般質問を終結いたしますので、ご了承をお願いいたします。
次に、当局から1件の追加議案の提出があり、配付しております。

この追加議案1件につきましては、一般質問の日程のあとに、本日の日程として追加し、
議題とすることになりましたので、ご了承をお願いします。

以上で、報告を終わります。

○議 長
報告が終わりました。
当局より、追加議案1件の提出がございました。
追加議案1件につきましては、本日は、提案理由の説明にとどめたいと思います。
お諮りします。

ただいま当局から提出のありました追加議案1件を追加日程として日程に追加し、議題に
したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長
議なしと認めます。

したがって、議案第39号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

それでは、午前中より引き続きまして、一般質問を行います。

通告順2番、1番 廣畑君の一般質問を許可します。

廣畑君の質問は分割方式です。通告質問時間は40分でございます。

質問事項は、1つとして、会計年度任用職員の待遇改善について、2つとして、生活支援商品券配付事業について、3つとして、都市公園での動物の利用についてであります。

初めに、会計年度任用職員の待遇改善についての質問を許可します。

1番 廣畑君（登壇）

○1 番

それでは、一般質問を行います。会計年度任用職員の待遇改善についてということでございます。

今年度もあと40日余りで新年度が来ますが、昨年8月の人事院勧告後、9月議会でお尋ねしました会計年度任用職員の給与の4月遡及についてはどうでしたか。過日、一部事務組合の議会では、会計年度任用職員の給与が4月に遡って支給することを可決しました。このようなことがありましたので、再びお尋ねしています。

何度も言っていますが、会計年度任用職員の皆さんは、正職員の皆さんと同じく、なくてはならない公務労働の方々です。町長もそうした認識をお持ちでございます。そうであるならば、正職員と同じように対応していただきたいな、このように思いますが、いかがでしょうか。このことをお尋ねします。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいまの廣畑議員の会計年度任用職員についてのご質問にお答えしたいと思います。

今、質問の中にもありましたように、私の会計年度の皆さん、そして今、役場の中で正職員として働いていただいている皆さんに対しての認識は、私はもう全く、前にもお答えしたように一緒であります。本当に正職員の人をもっともって雇えて、我々の町がもっともって財政が潤ってということの中なのであれば、もう本当に今すぐにでも正職員さんになっていただいて、一緒にやってほしいというのが、私の今までと変わらない思いであります。その中で、会計年度の皆さんの多岐にわたる業務は、今申し上げましたように、当然私どもも認識をさせていただいているところであります。

その中で、やはり正職員と会計年度さんというのは当然おのずと違いがあるわけでありまして、やっぱりそれをどういうふうに縮めていくのかというのは、我々の課題でもあるというふうに思っております。後ほど担当課の総務課長からも答弁をさせていただきますけれども、令和8年度の4月から、正職員と同じように給与改定を実施しております。詳細については、今申し上げましたように課長から、答弁をしてもらいますけれども、何とぞ私が答弁を申し上げたことの真意もご理解いただきまして、今後ともまた議員のご指導もいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

番 外 総務課長 玉置君（登壇）

○番 外（総務課長）

ただいま廣畑議員より、会計年度任用職員の待遇改善についてのご質問をいただきました。国の人事院勧告については、非常勤職員の給与の取扱いが改正され、常勤職員の給与改定がされた場合、改定の内容、自治体の実情等を踏まえ、会計年度任用職員の給与についても適切な対応が求められるということになってございます。

白浜町においては、令和6年度より、会計年度任用職員の勤務手当を支給し、正職員と同様に、給与月額の変定及び期末勤勉手当の支給月額の上上げをするなど、待遇改善に取り組んでまいりました。その上で令和7年の人事院勧告による給与改定につきましては、総務省の通知に基づき、当町の実情等を踏まえた上で行うこととし、先ほど町長からもありましたように、令和8年4月からは、正職員と同様の給与改定を実施してございますので、何とぞご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があればこれを許可いたします。

1番 廣畑君

○1 番

今の課長の答弁の中で、令和6年度より会計年度任用職員の勤務手当と聞いたように思うんですが、勤勉手当だと思うんですが、それでよろしいですか。

○議 長

再質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

議員、申し訳ございません。私が言ってしまっていたら申し訳ございません。勤勉手当です。

○議 長

訂正が終わりました。

1番 廣畑君

○1 番

それでは、再質問ということで、前も9月のときにもお尋ねしました。一度、その前にも何年か前に、課長、副町長はご存じだと思いますが、聞いたことがあります。やはり、去年の人事院の総裁の記者会見とか、いろんな通達の中で、もし原資がなければ交付税の措置をするよというふうなことがあったと思うんですけども、こういった点について、いかがお考えなのか、そのことについてちょっとお尋ねしたいんです。

総務省の通知に基づいて、当町の実情等を踏まえてという答弁をいただきましたけれども、確かに実情、それぞれの自治体の実情というのはあると思います。しかし、もしお金がなければそういう措置もあるとしますよと。中央で、国でそういう手続をすればいけますよと、交付税で措置しますよというふうなことがたしかあったと思うんですが、そういった点についてはどのように考えていますか。

○議 長

再質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 副町長 愛須君

○番 外（副町長）

廣畑議員からご質問いただきました。何度も議員とお話しさせていただき、何度かの質問にも、町長をはじめ、お答えさせていただいています。

先ほど冒頭、町長のほうからも答弁させていただいたとおり、財政に余裕があれば、きちんとした対応もできると私自身も思っています。労使交渉の中でも、組合側ともきちんと話した結果、正職員のみを遡及ということで会計年度の職員の遡及までということとはできないということで、労使交渉のほうも妥結しておりますし、今後財政事情が変われば、また再度考えていきたいと思っておりますし、交付税の中で算入措置というお話もありましたとおり、算入はもちろんしていただいているかもわかりませんが、交付税というのは、金額的に会計年度職員の遡及に対してこれだけかかるんだからこれを交付税措置しましたというような、きちんとした金額的なものはわかりませんので、なかなかそこを取り込むということが難しいと思っています。

白浜町の実情ということで大変財政事情が厳しい中で、町長をはじめ、断腸の思いで、会計年度の方々にはご辛抱いただくという結果になりましたが、ほかの市町、全国的にも正職員の遡及もできないというような財政事情の厳しい町もありますので、もちろんその町の実情ということで取り組んでいるわけですので、白浜町の実情ということでご理解いただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議 長

次に、再々質問があればこれを許可します。再々質問ございませんか。

1番 廣畑君

○1 番

副町長が言われることも一定分かるんですけども、やっぱり同じ仕事をする中で、会計年度任用職員であるがために、4月に遡っていただけないということについても、二、三年ほどになるとは思うんですが、以前の話では、減額になったときは減額せえへんねというふうなことも、していないですよというふうな話、答弁をもらっています。この周辺の地域で、例えば上富田やすさみ、あるいは田辺というところでは、遡及をしております。

例えば現場で、保育園の保母さんが、会計年度任用職員さんがおられるんですけども、隣の町へ移動していくというふうなことも考えられると思うんです。一定正職員と同じようにしていくべきやと。その人の仕事に、正職員と同じように遡及をしていくということが、その人を大事にしていくというふうなこともあると思うので、町長の決断をいただけないかなというふうに思うわけです。もちろん僕らが言って、僕は首長ではないので、おまえではないさかいにということ、言われるかもわかりませんが、全体として働く人を支えていく、今の社会的、経済的な中で、やっぱりそういう支えていくということを町としてやっていくべきではないかなというふうなことを思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長

再々質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 大江君

○番 外（町 長）

議員から私の答弁をということでありますので、同じ答弁なるかと思うんですけども、本当に気持ちは一緒なんですよ。気持ちは一緒。その中で、総務課長から答弁がありましたよ

うに、この8年の4月から会計年度さんも同じようにやっていくということで、先ほど答弁をしました。

正職員の皆さんと会計年度さんという、やっている内容は一緒だ。一緒であるんですけども、そこに伴う例えば責任だとか、あるいはまたそういう1つの仕事に対しての向き合い方というのは、やっぱりおのずと違う部分があるわけですね。だから差別化をしていくとかということではなくて、だから前提として、今副町長もお答えをしましたけれども、やはり我々としては、どれだけその会計年度さんに、いろんな待遇を引き上げていくというだけのその部分の、町としてしっかり財政的な余力があるのか、あるいは財政的な裏づけがあるのかということをもまず考えて、次の議員から質問のある、何度も言いますけれども、私も思いは一緒です。ですから、そこは我々もしっかり、全くゼロと100の話ではないわけで、そこはご理解をいただいていると思うんですよ。

ですから、このような答弁しかできませんけれども、何とかそこはご理解をいただきたいなど、こんなふうに思います。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

次に、再々々質問があれば、これを許可します。再々々質問ございませんか。

1 番 廣畑君

○1 番

今、町長が責任の話はしました。この中の事務系の人たちの中には、そういうことがあるのかなというふうなことも思うんですけども、それぞれが責任を持って仕事をやっているというのはこれは一緒やと思います。

それから現場、保育園の現場では、ただ手伝いをしておるというのではなしに、担任を持ってたりされておる方もおるんです。そういう意味では、子供たちに対する責任というのがかかってきますし、保育園の職場では、会計年度職員さんと正職員さんは、人数的には半分ぐらいの皆さんが会計年度職員になってあるというふうなこともあります。だからそういう中で、現場の中で子供たちにどういう責任を持っていくのかということの中では、ここ二、三年ほどかな、毎年4月からの改定ということになってあるけれども、正職員の方々は、遡求だから前の年に遡って支給をするよというふうなことになってあるので、そういう点、ほんまに何とかここで引き上げていかないと大変と違うのかなと。そういった責任に、やっぱり責任ある仕事をされておるというふうなことで、同じように思うんですが、議長、許されたらちょっとこの辺について、もうこれで終わりますけれども、答弁をお願いしたいんです。

○議 長

先ほどから再々質問で同じ答弁内容に次もなると、こういうふうな形でご理解をと言っていますけども、あえて聞いても同じ答弁でもよろしいんですか。

再々々質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 大江君

○番 外(町 長)

責任という部分の、少し誤解があればあえて申し上げたいと思うんですけども、今まさに議員がおっしゃられたように、何も責任が軽いか重いとかじゃないんですよ。ただ、やっぱり正職員に与えられる、なかなか適当な言葉がないので与えられる指名とか責任、それ

こそ責任です。だから、会計年度さんは時間も決められている。これ以上はなかなか働けないという時間が決められている。だけど、正職員の皆さんは、仕事の中で責任を持って夜遅くまでやったりとか、あるいは土曜日、日曜日に出てきてやったりとか、そこは私はいろいろと違いがあると思うんです。

ですから、やはり同じ答えになりますけれども、やってあげたい、してあげたい、何とか変えてあげたいという気持ちは、そこは私は理解いただいていると思うんですよね。ですから、全然議員の言っていることを、我々は、100があればゼロではない話でありますから、現実に可能な限りの中で、近づいていくように努力もしてきているわけですから、そこは本当にちょっと受け止めていただきたいというのが、私の思いです。

○議 長

再々々質問に対する当局の答弁が終わりました。

以上で、会計年度任用職員の待遇改善についての質問を終わります。

次に、生活支援商品券配付事業についての質問を許可します。

1 番 廣畑君

○1 番

白浜町生活支援商品券配付事業について質問します。

白浜町生活支援商品券配付事業については、商品券の3月配付と利用期限は6月30日となっていますが、65歳以上は紙の商品券、64歳以下はデジタル商品券となっています。さて、いろいろな商店で話を聞きましたが、QRコードの手数料は要らないと言いますが、うちでは利用しないというお店が結構ありました。そこで、店舗への説明会ではどのような意見が出されましたか。利用できる店舗が限られてくるのではないのでしょうか。また、オークワなど、ふだん町民の利用が多い大型店での利用はどうなるのでしょうか。若い方もスマホを利用しない方もいる。役場へ出向いて、一々紙の商品券に変更しに行かなくてはならないのか。不便ではないですか。このことについてお尋ねします。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 総務課長 玉置君（登壇）

○番 外（総務課長）

ただいま廣畑議員より、生活支援商品券配付事業についてのご質問をいただきました。

まず、事業者への説明会等においてですけれども、これは1月14日から2月5日にかけて、合計20回、126店舗の方が出席されまして、実施しております。やはり一部の事業者の方からは、デジタル化への否定的なご意見もいただいていることはございましたが、これまでの紙の商品券で行っていた換金手続が不要になることなどを踏まえ、事業者にはおおむねご理解をいただいているものというふうに認識してございます。

デジタル化に伴い、我々事務局のサポート体制も充実させておりますので、参加する、またしないといった事業者側のお考えは別といたしまして、今回の商品券で利用できる事業者が限られることはないよう整えてございます。

また、大型店舗につきましては、未加盟となっている店舗も一部ございますが、令和4年度実施時と比較しましても、大型店にはおおむねご加入いただいている状況であり、町民の利便性は一定確保できているというふうに考えてございます。

再質問に対する当局の答弁が終わりました。

あと残り質問時間は10分でまだ質問は1問残っていますが、まだ質問をされますか。

次に、再々質問があれば、これを許可します。

1番 廣畑君

○1 番

僕が今言いました、父母がいて従業員がいてもシステムがなかなか店番の人が分からないという、そういうところへもうちょっと相談に乗っていただきたいなというふうなことでございます。なかなかもうやめるというふうなことにはなりませんし、もう動き出しておるので、広報をいかにしていくかということがあるのかなと思いますので、ぜひ、そういったところで、細かいところで相談に乗ってあげていただきたいなというふうにも思います。

これはこれで終わります。

○議 長

以上で、生活支援商品券配付事業についての質問を終わります。

次に、都市公園での動物の利用についての質問を許可します。

1番 廣畑君

○1 番

都市公園での動物の利用についてということで、質問をいたします。

平草原公園には、最近まで平草原生活環境保全林整備事業という看板がありました。案内板、案内図と公園の建設の趣旨が表示されていました。それは、「この保全林は、保健、休養と環境保全を目的に治山事業で昭和54年度から56年度に整備したものです。県民の皆さんが、この豊かな自然の中、レクリエーションや健康づくりに大いに役立てていただくとともに大切に育ててください。和歌山県」という県の看板がありました。今はないです。

このほど、ドッグラン以外の園内も利用できるとの看板が設置されました。公園の利用者は驚いています。いつ誰がどういう理由でこれまでの運用を変えたのか、お答えいただきたいと思います。

また、都市公園条例の第5条に反するのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 観光課長 新田君（登壇）

○番 外（観光課長）

廣畑議員より、都市公園での動物の利用についてご質問をいただきました。

平草原公園については、白浜町が都市公園として指定しておりますほか、議員ご指摘のとおり、公園全体が森林法に基づく保健保安林として指定され、利用者の保健、休養の場として利用されてきたものでございます。近年、特にペットを家族の一員として捉える意識が高まりを見せていることから、令和7年6月にドッグランを整備し、以降、多くの方々から好評を得、平草原公園の利用者も増加傾向となっているところでございます。以前よりペットとの公園内の散策についてご要望が寄せられていたことや、ドッグラン開設後の利用状況などを鑑み、今回、公園内通路のペット同伴での利用についても開放を行ったところでございます。

いろいろな考えをお持ちの方がおられることはもちろん認識をしておりますが、一定の

ルールにより、多くの方々に平草原公園を利用いただくことで、公園本来の目的である利用者の保健、休養の場として、多くの方々に活用いただけるものと考えてございます。

また、議員ご指摘のとおり白浜町都市公園条例第5条につきましては、1つとして、秩序または風俗を乱すおそれがあると認められる者、2つとして、他人に危害を及ぼし、または他人に迷惑となるおそれがあると認められる者、もしくはこれらのおそれのある物品または動物の類を携行する者のいずれかに該当する者、該当する人に対し入場を拒み、または退場を命ずることができるもので、単にペットを排除する規定ではなく、他人に危害や迷惑となるおそれがある者、場合に対して規定されているもので、それぞれの利用者がマナーを守ることで、多くの利用をいただければと考えております。

引き続き公園の利用状況などを注視しながら、利用者の皆様が快適に利用できる公園環境づくりに取り組んでまいります。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があればこれを許可いたします。

1 番 廣畑君

○1 番

時間もちょっとないのですが、通路、ほかの園へ遊びに来ている人との接触というか、そういうところへ犬を連れてたりして行くわけなんですけれども、やっぱり衛生の問題があるのが1つと、確かにペットボトルも、水を入れて持っていくというようなことになっていますけれども、衛生の問題があると思うのと、周知するのに、急に変えないで周知期間というものであってもよかったのちやうのかなというふうなことを思います。

もっと管理、監督をどのようにしていくのかという、そういうことがあると思うんですが、この点についてお答えいただきたいと思います。

○議 長

再質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

今、周知等についてご質問をいただきました。

確かに周知等について、我々のほうもいろいろな形で取り組んでございますけれども、なかなか全体に周知が届かず難しい部分というのはあるので、今後一層周知には努めてまいります。

また、衛生面等のご心配、そういうようなご意見もドッグラン開設時にも頂戴している部分もありますけれども、その辺につきましては、散歩する場合には必ずリードをするであるとか、例えばかみ癖のある犬については連れてこないとか、マウスピースのようなものをかぶせるとかというような形で、利用者、特にペット連れの利用者の方々についてマナー啓発も実施しているところでございます。

また、先ほどの答弁にもありましたように、例えばドッグランについても、園内につきましても、散歩する権利があるということではなくて、人もそうですけれども、他人に迷惑を及ぼすような形でルールを守っていただけない方については、管理事務所の職員であつたり我々観光課の担当が注意をして、聞き入れられない場合についてはお帰りをいただくという

ような形で取り組んでいるところでございます。

○議 長

再質問に対する当局の答弁が終わりました。

次に、再々質問があれば、これを許可します。再々質問ございませんか。

1 番 廣畑君

○1 番

やっぱり衛生面と、それから自分らで管理、そういう愛好家の方々が管理をしていくというふうなことが必要だと思いますし、そういうふうにやってほしいですけども、やっぱり管理者として管理、監督をしていくというのは、もうちょっと丁寧に指導していくとか見回りをしていくとかというふうなことも必要と違うのかなというふうに、思います。

ぜひ、そのことについて、これからも強く啓発をしていくというようなことは必要だと思いますし、そのことについていかがでございましょうか。

○議 長

再々質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

現在につきましても、平草原公園にかかわらず、いろいろな業務の場合であるとか、例えば平草原であれば、ふんが放置されていないか等の見回りもしてございます。また、いろいろな場面でマナー啓発であるとかは引き続き実施する予定としておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議 長

再々質問に対する当局の答弁が終わりました。

次に、再々々質問があれば、これを許可します。再々質問ございませんか。

1 番 廣畑君

○1 番

そういう町民への啓発を先にしていかなあかんのちやうかなというふうなことを思います。それでも、今からでも啓発をしていくというふうなこと、啓発はしてもし過ぎることはないと思いますので、そういった点について、今後、あまり嫌だというふうな方がおるとお思いますので、そういった人の意見も聞きながら、やっていかなあかんのちやうかなというふうなことを言いまして、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議 長

以上で、都市公園での動物の利用についての質問を終わります。

以上をもって、廣畑君の一般質問を終わります。

一般質問はこれをもって、終結いたします。

暫時休憩します。

(休憩 13 時 42 分 再開 13 時 43 分)

○議 長

再開します。

条例について

○議 長

追加日程第2 議案第39号 白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第39号 白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、関係規定を改正したいので、提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、何とぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

続いて補足説明を許可します。

番外 消防長 楠川君（登壇）

○番 外（消防長）

議案第39号 白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案書（P.680～684）に基づき、説明した。

○議 長

以上で、補足説明が終わりました。

お諮りします。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会し、次回は2月27日金曜日午前10時に開会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会します。

議長 溝口 耕太郎は、13時50分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和8年2月19日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員